

愛知県でも「人権条例」制定の動き

現在13都府県で制定している「人権条例」を愛知県でも制定することを検討する動きが出てきています。県議会でも大村秀章知事が「不当な差別解消を目指す人権条例の制定を検討している」と明らかにしており、人権擁護と言いつながら、日本国憲法第18条にもある「表現の自由」を守る事ができるのか、「人権条例」は県民の人権を抑圧したり、制約することになりかねない危険をはらんでいます。

「愛知県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」に対する申し入れ書

憲法が定める基本的人権には、自由権、生存権、平等権、社会権など、幅広い内容が含まれている。差別問題も人権問題の一つであるがすべてではない。差別問題にはさまざまな性格と解決方法の違いも存在する。個々の差別問題での重要度は社会状況や歴史過程などで相違する。部落問題のように、同和の特別法で33年間に約12兆円の事業費が投下され、生活水準も大きく改善され、「最後の超えがたい壁」とされた結婚も旧身分の垣

根を乗り越え融合結婚が大半となっている。このような状況から部落差別を重要課題に位置づけるような県条例は社会的合意が得られない。

「人権条例」と呼ぶ場合、以下の3点が留意されなければならない。

第1に、憲法の基本的人権を踏まえ、特定の差別問題を特別扱いすべきでない。少なくとも「部落差別をはじめ」などという表現は使用してはならない。

第2に、「人権」を冠する場合、県民的合意がもっとも重要であり、この合意を得るための努力を図るべきである。仮に強い反対意見が存在するような場合、その反対意見の内容を十分に配慮すべき

である。

第3に、差別解消の方策をはかる場合、とかく表現の自由に抵触する問題が内在しがちであるが、憲法上の「表現の自由」は権利の中でも優位的位置を占めるものであり、遵守されなければならない。

以上の基本的な諸点について、見解を明らかにされたい。その上で、以下の具体的な点を要求する。

1、「人権条例」であるなら、憲法の理念を謳い、具体的な人権項目を条例文に挿入すべきではない。今日の人権問題は、部落差別、ヘイトスピーチ、LGBT、インターネット上の人権侵害のみに限定できるものでない。ましてや部落差別問題を特別扱いしてはならない。

2、「人権条例」で「検討の必要な人権施策の取組」として、①「同和問題（部落差別）」、②「ヘイトスピーチ（外国人）」、③「性的少数者」、④「インターネットモニタリング」、⑤「相談窓口」、⑥「人権に関する審議会」の6点をあげている。この6点のみで人権問題を網羅すること

は不可能であり、労働者の人権問題、シングル平等の問題、障がい者問題など、多様な人権問題が無視される問題をもっている。

3、「人権条例」という場合、とかく「県の責務」として「教育及び啓発活動の充実」「意識及び実態に係る調査の実施」などが条文化されるが、人権問題を県民の差別意識だけに矮小化されるが、行政による制度の確立、条件整備の充実など、行政が本来成し遂げなければならない課題を明確に位置づけるべきである。

4、「人権条例」の中に「人権に関する審議会」設置が想定されているが、人権問題を審議するのであれば、この審議員の選定には公平・公正な委員の選出が不可欠であり、特定団体など介入を許してはならない。

5、いわゆる「部落差別解消推進法」の「附帯決議」では、新たな差別を生むことのないよう強く求めているが、この点に十分な配慮を行うべきである。

条例に対する「申し入れ書」を提出